

令和8年4月27日

保護者 様

習志野市立津田沼小学校長

天候悪化への対応について

本校では、天候悪化等におきまして、下記の通り対応いたします。御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 前日までの対応について

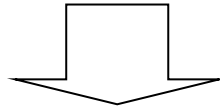
- (1) 前日12:00(正午)までに教育委員会と校長会が協議を行い、翌日の対応について決定します。
- (2) 各家庭への連絡については以下の方法で行います。

- ① 児童を通して文書により連絡します。
- ② 前日13:00(午後1時)以降 tetoruにて送信します。

※ 休日においては、②のみの対応となります。

《連絡する内容について》

「臨時休業」または「一部休業(登校時刻の変更)」または「通常通り」
及び「給食の有無について」



(当日)

《小学校が臨時休業(休校)・一部休業となった場合》

- ・ 放課後児童会は当日の8:00開室に向けて準備を行います。
(放課後児童会の支援員が児童会室に到着するまでの間、児童を校内で預かります。)
- ・ 給食がない場合は、弁当持参となります。
- ・ 登室する場合は必ず保護者が付き添ってください。

2 当日の朝の対応について

- (1) 前日に「臨時休業」と連絡した場合は、当日の天候や警報の有無に関わらず、休校とします。また、前日に「一部休業」または「通常通り」と連絡したにも関わらず、午前6時の時点で**暴風警報**や**大雨特別警報**、**大雪警報**が発令されている場合、また、習志野市に**土砂災害警戒情報**が発表されている場合は自宅待機とします。
- (2) 警報等が解除され、登校が可能となった際は、teturuにて送信します。
- (3) 午前10時の時点で、引き続き**暴風警報**や**大雨特別警報**、**大雪警報**が発令されている場合は臨時休業とします。その際にも teturuにて送信します。

3 (当日の朝) 登校について保護者の判断を可とする場合

- 以下の(1)～(4)の場合は、臨時休業とはしませんが、**実際の天候等の状況によって、保護者の判断で登校を見合わせることを可といたします。**
 - 気象情報(警報等)が発令されているかどうかの確認は、保護者が行ってください。
 - 保護者の判断により登校を見合わせた場合は「出席停止・忌引」に該当するため、遅刻・欠席にはいたしません。
- ▽ 気象情報の地域区分は気象庁のホームページによります。
(習志野市は単独で「二次細分区域」になります。また、習志野市は「市町村等をまとめた地域」の東葛飾に含まれます。)

- (1) 台風・強力な低気圧等の接近・通過に伴い、**暴風警報**が発令されず、**大雨警報**、**洪水警報**だけが発令されている場合。
- (2) 急激な天候変化時に、**雷注意報**、**竜巻注意情報**、**大雨警報**、**洪水警報**が発令されている場合。
- (3) その他、通学路において安全が確保されていない場合。

4 給食の対応

給食の中止を決定した場合は、速やかに「給食なし」の連絡をします。その場合、中止となった日の**必要な給食費は徴収しますので、御了承ください。**

5 児童の在校時の下校についての措置

- (1) 児童生徒が在籍しているときに、警報・注意報が発令されているため、またはそのような事態が予測されるため、下校時刻等を変更しなければならないような場合は、各中学校区の校長間で下校時刻等について情報交換の上、各校ごとに決定(下校を早める、又は遅らせる等)します。下校時刻が変更になる場合は、teturuにてお知らせいたします。
- (2) 校外学習から帰校後に荒天だった場合も、児童の安全面が十分に確保されるまで下校を遅らせるなどの措置をとります。この場合も teturuにてお知らせいたします。